

令和6年度甲種防火管理新規講習案内

消防法第8条第1項により、甲種防火管理者の資格を取得するための防火管理に関する講習を下記のとおり実施します。

記

1 該当となる防火対象物

(1) 特定防火対象物

集会所、飲食店、物品販売店、旅館、病院、社会福祉施設（下記の(3)を除く）など不特定多数の人が出入りする建物で収容人員が30人以上のもの

(2) 非特定防火対象物

事業所、工場、学校など特定の人が勤務したり居住したりする建物で収容人員が50人以上のもの

(3) 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（避難困難施設）がある建物で、建物全体の収容人員が10人以上のもの

2 講習日時 令和6年6月13日（木）・14日（金）の2日間
午前9時00分～午後4時00分

3 受付時間 2日間とも午前8時45分～8時55分

4 会場 由利本荘市市民交流学習センター
1階多目的ホール
由利本荘市上大野16番地 ☎ 24-4344

5 受講料 4,500円（テキスト代など）
受講料は、申し込み後1週間以内に直接指定の口座（受講票に記載）
にお振込みしてください。

6 申込期間 令和6年5月13日（月）～5月31日（金） ※土日を除く
午前9時から午後5時まで
※申込期間外及び時間外の受付はできません。（電子メール含む）

7 定員 100名（申込み順）
※申し込み期間内に定員に達した場合は、受付をお断りする場合があります。

8 対象者 由利本荘市内の事業所（防火対象物）に勤務されている方

- 9 申込先 由利本荘市消防本部予防課、防火対象物が所在する消防署、分署へ直接提出してください。また、電子メールでの申し込みも可能です。
※申し込みの際に、確実に連絡が取れる連絡先の記入をお願いいたします。

由利本荘市消防本部予防課 [fdhonbu-yobo^{いち}1@city.yurihonjo.^{エル}lg.jp](mailto:fdhonbu-yobo1@city.yurihonjo.lg.jp)

由利本荘市美倉町 2 7 番地 2	消防本部予防課	☎	22-4287
〃	消 防 署	☎	22-0011
〃 矢島町元町字大川原 1 2 7 番地 1	矢 島 分 署	☎	55-2111
〃 岩城二古字狐森 6 6 番地 5	岩 城 分 署	☎	73-2100
〃 前郷字上川原 1 1 番地	由 利 分 署	☎	53-3119
〃 徳沢字才ノ神 1 0 2 番地	大 内 分 署	☎	65-2020
〃 東由利老方字橋脇 1 1 2 番地	東 由 利 分 署	☎	69-2214
〃 西目町沼田字新道下 2 番地 5 3 6	西 目 分 署	☎	33-2350
〃 鳥海町上笹子字石神 9 2 番地 1	鳥 海 分 署	☎	59-2199

- 10 その他
- テキストは当日会場でお渡しします。
 - 筆記用具は各自持参してください。
 - 講習会場での飲食は可能です。
 - 講習会場敷地内は禁煙です。
 - 駐車場は当会場の前と後ろにあります。駐車場で起きた事故の責任は負いません。
 - 欠席されても受講料（テキスト代など）はお返しできませんのでご注意ください。
 - 受講者の変更は可能ですが、欠席される場合は必ずご連絡くださるようお願いいたします。

- 11 問合せ先 由利本荘市消防本部予防課 ☎ 22-4287